

新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について(概要)

※「生活困難」は経済的困難に加え、教育や就労等の機会の不足、健康面での障害、地域社会での孤立などの社会生活上の困難も含めた広い概念。

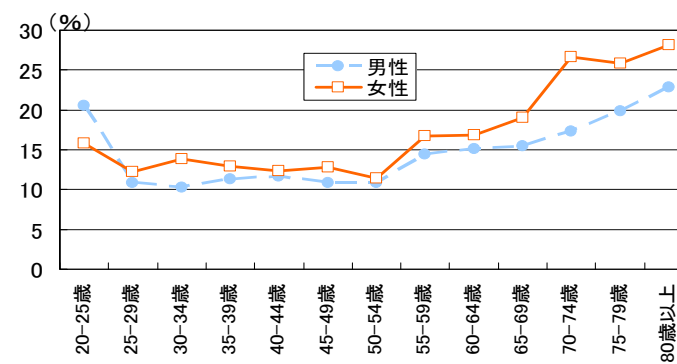
生活困難の実態

- 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、グローバル化などの中、生活困難が幅広い層に広がっている。
- 貧困者の割合は、高齢単身女性世帯や母子世帯層など女性で高くなっている。
- 生活困難の子どもへの連鎖がみられる。
- 不安定雇用の男性への広がりや、父子世帯などの地域での孤立などもみられる。

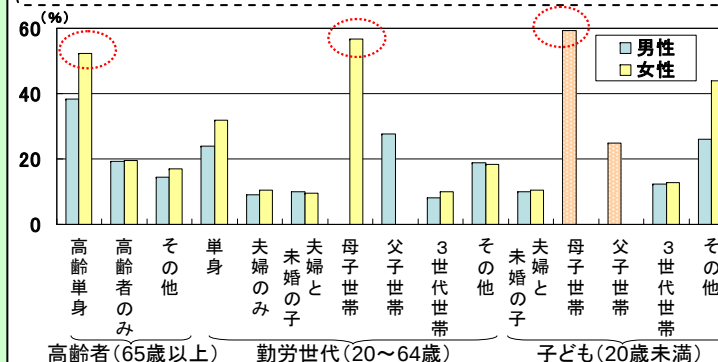
生活困難の背景にある男女共同参画の問題

- 出産・育児などにより就業を中断する女性が多い。
- 女性の就労は非正規雇用に集中しやすい。
- 女性への暴力が、女性の自尊心や心身を傷つけ、自立にむけた就業や社会参加を困難にしている。
- 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、女性の自立を阻害するとともに、「男性が主に稼ぐべき」といった意識が男性へのプレッシャーに。

○ほとんどの年齢層で男性に比べて女性の相対的貧困率が高く、その差は高齢期になるとさらに広がる。



○高齢単身女性や母子世帯で相対的貧困率が高い。その影響は母子世帯の子どもにもみられる。



※父子世帯については客体が少ないため、数値の使用に注意を要する。

厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計。

※「相対的貧困率」は可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。

男女共同参画の課題の視点からみた生活困難防止・生活困難者支援の取組

- 家庭や地域における男女共同参画、女性が働きやすい就業構造への改革、女性に対する暴力の防止と被害者支援など、男女共同参画の推進が、生活困難を防止するためにも不可欠である。
- 今後下記のような取組が推進されることが必要である。

○セーフティネットの再構築

非正規労働者のセーフティネット、家族の扶養や地域による相互扶助機能の低下に対応した支援の仕組み

○生活困難を抱える人々の持てる力を引き出す支援

精神的な回復が必要な人々に対しては、その回復を支援する仕組みなど

○女性が出産・育児後も就業継続・再就業し、経済的に自立できるような支援や環境整備

○生活困難の世代間連鎖を断ち切る取組

成育家庭の経済的状況によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないような教育の仕組みなど

○支援にあたって国や地方、NPOや企業も含めた多様な主体が連携

複数の支援を組合せ、個人のライフコースに沿って切れ目ないサービスを提供する必要